

給水装置工事手数料の改正（案）について

1 手数料について

水道法では、給水装置に関する設置や変更などの工事は、指定事業者しかできないこととなっています。このため、指定事業者は、給水工事を行う前に、水道局に給水装置工事の申請を出し、承認を受けています。

水道局では、この申請内容が、市が定めた給水装置基準などに適合しているか、現地確認などを含めて審査します。さらに、工事完了後も、施工された給水装置が承認したものになっているかどうかの確認も行っています。これらに係る費用を手数料として、申請者から徴収しています。

2 現行金額

現在の条例では、給水装置工事費（諸経費を除く）の100分の8を手数料の額とすると規定しています（ただし、1,000円未満のときは1,000円とする）。

平成21年度は、1,111件、14,840,572円の収入がありました。平成12年以降の10年間における手数料の平均は、16,935円です。

3 問題

指定事業者により、施工形態や施工方法が異なるため、工事費用に差がありますが、給水装置工事申請の審査や完成後の確認については、工事の規模に大きな差がありません。つまり、個々の手数料算定の対象となる工事費については、指定事業者により差が生じることになるうえに、審査等にかかる市職員が要する時間は、工事規模により差が生じないことから、公平な負担になっていないという問題があります。

県内の水道事業体では、秦野市を除き、工事費の定率による算定（定率性）ではなく、給水装置工事の内容等に応じた定額（定額制）を手数料としています。また、指定事業者は、市内外を問わず各水道事業体に登録できるため、事業体によって、その定額料金が異なる上、本市は工事費に応じた定率のため、金額が著しく異なる結果となっています。

4 改正案

手数料は、審査等を行う市職員の人件費や事務費です。工事規模により差が生じず、申請人が頼んだ指定事業者により工事費に差が生じることのない定額制に改正したいと考えます。

なお、他の事業体の手数料の区分は、工事種別や口径別など様々ですが、分かりやすいものとして、工事内容（新設・改造・臨時・撤去）による区分にすることを考えています。

区 分	内 容	手数料
新設工事	新たに給水装置を設ける工事、宅地造成等において給水装置の一部を施工する工事	17,000円
改造工事	既設給水装置の原形を変更する工事	14,000円
軽易な工事	給水装置の軽易な工事	4,000円
臨時工事	メーター設置後 180 日以内に撤去することを前提としての工事	7,000円
撤去工事	既設給水装置の一部又は全部を撤去する工事	1,000円